

第8 税制の状況

- 1 令和4年度税制改正の概要 133
- 2 令和4年度の県税の概要 137

1 令和4年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和4年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度について、次の措置が講じられました。</p> <p>① 適用期限が令和20年度分の個人住民税及び居住年が令和7年であるものまで延長されました。</p> <p>② 居住年が令和4年から令和7年までの間である場合の個人住民税の控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）とすることとされました。</p> <p>(2) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税の課税方式と一致させるため、次の措置が講じられました。</p> <p>① 所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、個人住民税においてもこれらの課税方式を適用することとされました。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、個人住民税においても適用することとされました。</p> <p>② 上記①に伴い、確定申告書の付記事項から個人住民税における課税方式の選択に係る事項が削除されました。</p> <p>(3) 個人住民税における合計所得金額には現年分離課税される退職所得の金額を含まないため、納税義務者本人又は配偶者等の親族が退職手当等を有する場合に、所得税と個人住民税とで配偶者控除等の適用の有無等が異なることを踏まえ、次の措置が講じられました。</p> <p>① 公的年金等控除額の算定に当たって、個人住民税の合計所得金額を用いることとする等の措置が講じられました。</p> <p>② 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等を有する一定の配偶者等を有する場合について、次の措置が講じられました。</p> <p>イ 給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項に、退職手当等を有する一定の配偶者等の氏名等を追加する等の措置が講じられました。</p> <p>ロ 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の記載事項に、上記イにより新たに収集される情報が追加されました。</p> <p>ハ 配偶者特別控除の適用を受けようとする公的年金等受給者の住民税申告書の提出義務の範囲について、上記イを踏まえ、所要の整備が行われました。</p> <p>ニ 退職手当等を有する一定の配偶者等に係る事項が確定申告書の付記事項に追加されました。</p> <p>(4) 給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープにより提出する方法を除外することとされました。</p> <p>(5) ふるさと納税のワンストップ特例における申告特例の求めの申請書等について、性別の記載が不要とされました。</p>
2 地方法人課税	<p>(1) 更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額等の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとされました。</p> <p>(2) 法人住民税に係る外国税額控除について、法人税における進行事業年度調整措置の取扱い等を踏まえ、所要の措置が講じられました。</p> <p>(3) 法人住民税及び法人事業税の納税申告書等に記載すべきものとされる事項についてeLTAXによる提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方</p>

	改正点
2 地方法人課税	<p>法から、磁気テープにより提出する方法を除外することとされました。</p> <p>(4) ガス供給業の課税方式について次の見直しが行われた上、これらの見直しに伴う所要の措置が講じられました。</p> <p>① ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限ります。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」といいます。）を除きます。以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る法人事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとされました。</p> <p>② ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあっては所得割額により、それぞれ課するものとされました。</p> <p>③ 特定ガス供給業に対する法人事業税の標準税率が次のとおりとされました。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 収入割 100分の0.48</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 付加価値割 100分の0.77</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 資本割 100分の0.32</p> <p>④ 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（特定ガス供給業を行う法人に限ります。）の特別法人事業税の額が、基準法人収入割額に100分の62.5の税率を乗じて得た金額とすることとされました。</p> <p>(5) 法人事業税の外形標準課税の対象である資本金1億円超の普通法人について、年800万円以下の所得の部分に係る所得割の軽減税率が廃止され、これらの部分に係る標準税率が1%とされました。</p> <p>(6) 外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税の額について、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由で法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されました。</p> <p>(7) 法人事業税において、労働者協同組合連合会を特別法人とすることとされました。</p> <p>(8) 令和3年に開催された東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に係る法人住民税及び法人事業税の非課税措置が廃止されました。</p> <p>(9) 法人事業税におけるガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置について、その適用期限が令和7年3月31日まで延長されました。</p> <p>(10) 法人事業税における給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>① 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が100分の3以上である等の要件を満たす場合について、特例措置を講ずることとされました。</p> <p>② 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とされました。</p> <p>(11) 法人事業税における株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、控除額を見直した上、その適用期限が令和9年3</p>

	改正点
2 地方法人課税	<p>月31日まで延長されました。</p> <p>(12) 法人事業税における廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。</p> <p>(13) 法人税における見直しを踏まえ、法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特例控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>(14) 法人住民税法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特例控除の適用を受けた額とする特例措置等について、法人税のグループ通算制度における当初申告に誤りがあった場合の調整措置を踏まえ、所要の措置が講じられました。</p>
3 不動産取得税	<p>(1) 登記所は、地方税法の規定により市町村長に登記情報の通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならないこととされました。</p> <p>(2) 不動産を取得した者は、当該取得について、条例で定める期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除きます。）は、道府県に対する不動産の取得の事実等の申告等を要しないものとされました。また、この見直しに伴う所要の措置が講じられました。</p> <p>(3) 道府県は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅用地に係る不動産取得税の減額措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、これらの措置の適用要件に該当すると認められるときは、これらの措置を適用することができることとされました。</p> <p>(4) 次の税負担軽減措置等が創設されました。</p> <p>① 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋について、非課税措置が講じられました。</p> <p>② 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられました。</p> <p>(5) 次の税負担軽減措置等について、その適用期限が延長されました。</p> <p>① マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑤ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p>

	改正点
3 不動産取得税	<p>⑥ 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑦ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。</p> <p>⑧ 帰還・移住等環境整備推進法人が事業計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されました。</p> <p>(6) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置が廃止されました。</p>
4 車体課税	<p>令和6年度分及び令和7年度分の自動車税に限り、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置が講じられました。</p>
5 地方税関係手続用電子情報処理組織(eLTAX)による地方税関係申告等の特例等	<p>(1) 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる全ての申告等について、eLTAXを使用して行うことができることとされました。</p> <p>(2) 地方団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目が全ての税目に拡大されました。</p> <p>(3) 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、一定の場合には、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができることとし、当該機構指定納付受託者が当該特定徴収金を納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなすこととするほか、機構指定納付受託者の指定、取消し、指定に関する地方団体の意見等に係る所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 上記(3)の改正に伴い、地方団体の長は、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置が講じられました。</p>

2 令和4年度の県税の概要

税 目		納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
個人 の 県 民 税	均 等 割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円	給与所得者(特別徴収)は毎月(給与から差し引かれる)65才以上の年金受給者(特別徴収)は偶数月の年6回(年金から差し引かれる)その他の人(普通徴収)は6月・8月・10月・1月(市町村民税と同時に納める)
	水と緑の森づくり税			うち、水と緑の森づくり税分 500円	
	所 得 割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法 人 の 県 民 税	均 等 割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年 額 ……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年 額 ……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年 額 ……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
	法 人 税 割	県内に事務所・事業所を有する法人(R1年10月1日以後開始する事業年度)	法人税額(国税)	1.8% (資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は1.0%)	
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日(毎月)	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人 の 事 業 税		次の事業を行っている個人 第1種事業(物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など) 第2種事業(畜産業・水産業など) 第3種事業(医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など)	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% (ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%)	第1期 8月31日 第2期 11月30日 (ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付)
※1法人の事業税		県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人(令和元年10月1日以降開始する事業年度)	電気供給業・導管ガス供給業・保険業・貿易保険業を行う法人は収入金額	1.0%	法人の県民税と同じ
			電気供給業(小売・発電事業)を行う法人は収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額(令和2年4月1日以後開始する事業年度)	資本金の額が1億円を超える法人 (収入割)……………0.75% (付加価値割)………0.37% (資本割)……………0.15% 上記以外の法人 (収入割)……………0.75% (所得割)……………1.85%	
			特定ガス供給事業を行う法人は、収入金額、付加価値額及び資本金等の額	(収入割)……………0.48% (付加価値割)………0.77% (資本割)……………0.32%	
			外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	(所得割) 400万円以下の額 ……0.4% 400万円を超え800万円以下の額 ……………0.7% 800万円を超える額…1.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……1.0% (付加価値割)…………1.2% (資本割)……………0.5%	

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
※1 法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 (令和元年10月1日以降開始する事業年度)	普通法人は額 特別法人は額	400万円以下の額 … 3.5% 400万円を超え800万円以下の額 …… 5.3% 800万円を超える額… 7.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 …… 7.0% 400万円以下の額 ……3.5% 400万円を超える額…4.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……4.9%	法人の県民税と同じ
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等を行う者 貨物割 課税貨物を保税地域から引取る者	消費税額 (国税)	78分の22	国の消費税と同じ
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 1,070円 (令和3年9月30日までは、 1,000本につき1,000円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 (毎月)
自動車税 環境性能割	自動車の取得者	自動車の価格	営業用0～2% 自家用0～3%	自動車の登録をするとき
※2 自動車税 種別割	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用 貨客兼用車 バス 営業用 一般乗合用 その他 自家用 トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの 自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円 トラックの税額に総排気量に応じて営業用は3,700円～6,300円を、自家用は5,200円～8,000円を加算した額 12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円 6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算 8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算	5月31日
鉱区税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
※3 狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの 第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの 網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 第二種銃猟免許	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	狩猟者の登録を受ける日

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1キロリットルにつき 32,100円	翌月の末日 (毎月)
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した 核燃料の価額 発電用原子炉の熱出力	8.5% 1課税期間(3ヶ月)につき、 千kwあたり41,100円※4	核燃料挿入日から2 月後の月の末日 各課税期間の末日 の翌日から2月以 内
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1トン当たり 1,000円	4・7・10・1月末日

- ※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、特別法人事業税(国税)が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度1年間の自動車税額が約75%又は約50%軽減、新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車または11年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約15%加算(バス及びトラック等については、約10%加算)
- ※3 令和6年3月31日までの間に限り次の措置を講じる。
 ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2分の1軽減
 ※狩猟者登録を申請した日前1年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については63,000円

